

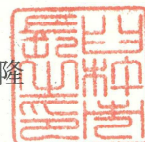
臼杵市公告 第 10 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体を登記名義人とする不動産の所有権の保存又は移転登記に係る公告を求める申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

公 告

令和 7 年 4 月 10 日

臼杵市長 西 岡



1 地方自治法第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

- (1) 名 称 坪江区自治会
(2) 区 域 臼杵市大字深江字坪江の土地全部の区域とする
(3) 主たる事務所 臼杵市大字深江字宮ノ下508番1 坪江公民館

2 申請不動産に関する事項

・土地①

地 目	面 積	所 在 地
雑種地	725.00 m ²	臼杵市大字深江字宮ノ下508番1

・土地①における表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名	住所
篠田 増治	北海道郡臼杵町大字深江588番地
篠田 今朝松	北海道郡臼杵町大字深江510番地
篠田 紋治	北海道郡臼杵町大字深江539番地

・土地②

地 目	面 積	所 在 地
雑種地	1,655.00 m ²	臼杵市大字深江字宮ノ下508番3

・土地②における表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名	住所
篠田 保	臼杵市大字深江537番地
篠田 幸男	臼杵市大字深江544番地
篠田 秋生	臼杵市大字深江542番地
篠田 達雄	臼杵市大字深江541番地の1
篠田 助夫	臼杵市大字深江540番地の1
篠田 肇	臼杵市大字深江539番地

篠田 安太郎	臼杵市大字深江 5 3 7 番地
篠田 数馬	臼杵市大字深江 5 3 6 番地
篠田 武義	臼杵市大字深江 5 3 3 番地
篠田 安雄	臼杵市大字深江 5 8 8 番地
篠田 敏雄	臼杵市大字深江 2 の 5 2 8 番地の 1
篠田 覚	臼杵市大字深江 5 1 7 番地
篠田 進	臼杵市大字深江 5 2 9 番地の 3
篠田 昇	臼杵市大字深江 5 1 0 番地
篠田 寿	臼杵市大字深江 5 0 9 番地
篠田 国大	臼杵市大字深江 5 0 6 番地
篠田 静夫	臼杵市大字深江 5 0 1 番地
篠田 宣人	静岡県東郡長泉町中土 4 7 0 番地の 1
篠田 一登	大分市大字上野 1 3 番地の 2
篠田 慶弘	臼杵市大字臼杵 1 3 5 番地の 2
鈴木 ヤチエ	静岡県東郡長泉町下土 9 3 3 番地の 2
篠田 保孝	神戸市区友田町 5 丁目 1 番 7 7 号
篠田 盛夫	臼杵市大字深江 5 0 7 の 5 番地
篠田 牧雄	津久見市小園町 8 番 1 2 号
篠田 三木夫	佐伯市 1 8 1 6 番地
篠田 篤	臼杵市大字市浜 4 8 6 番地
篠田 敏行	臼杵市大字福良 2 8 4 番地
仲道 ヤエ子	神戸市区友田町 5 丁目 1 番 1 1 6 号
佐藤 トシ子	臼杵市大字前田 1 9 1 5 番地
篠田 エキ	臼杵市大字前田 1 9 1 5 番地
篠田 浪子	臼杵市大字深江 5 4 5 番地
篠田 秀光	臼杵市大字深江 5 4 5 番地
篠田 正則	臼杵市大字深江 5 4 5 番地

3 異議申出に関する事項

上記申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議がある場合は、申出を行うことができる。ただし異議を述べることができる者の範囲は以下のいずれかに該当する者であること。

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議申出の手続等

上記に該当する者は、下記の方法により申し出ることができる。

(1) 担当課

〒875-8501 臼杵市大字臼杵 7 2 番 1 (臼杵市役所臼杵庁舎 2 階)
 臼杵市役所 地域力創生課 電話：0972-86-2733 (直通)

(2) 申出期間、場所及び方法等

①申出期間

令和7年 4月21日(月) 午前9時から

令和7年 7月21日(月) 午後5時まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

②申出様式

● 申出様式(第22条の3関係)

※4(1) 担当課に備え付けています。

※臼杵市公式サイト(ホームページ)内にも掲載しています。

※添付書類については、様式の記載に従うこと。

③申出場所

4(1)に同じ

④申出方法

4(1)の場所に申出書を持参して提出すること。

※異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。